



入札契約手続における質問回答等の適正な取扱いの徹底について (通知)

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成14年12月2日

管第2011号
平成14年12月2日

日野総合事務所県土整備局長
部内各課長
各地方県土整備局長
鳥取港湾事務所長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長

} 様

県土整備部長

入札契約手続における質問回答等の適正な取扱いの徹底について(通知)

入札契約手続における質問回答等の取扱いについては、透明性、公平性を確保する観点から、県土整備部の発注する建設工事について「入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領」(平成11年10月5日付管第434号鳥取県土木部長通知)を定めているところです。

しかし、測量等業務の入札契約手続については、入札閲覧中に入札閲覧設計図書に疑義が生じた場合、入札参加予定者が直接担当者へ口頭確認を行う、或いは疑義について確認のあった入札参加予定者のみ回答を伝える等の状況が見受けられます。これは、場合によっては、公共工事の入札における公正な競争を侵害するものです。

については、別添のとおり「入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領」を一部改正し、測量等業務の入札契約手続についても適用することとしました。今後は、質問回答等をより適正に取扱うよう、設計担当職員及び契約担当職員へ徹底してください。

入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

1 目的

この要領は、県土整備部(日野総合事務所県土整備局を含む。)の発注する建設工事並びに測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係のコンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する事務手続きを定めるものである。

2 対象事業

原則として、入札閲覧期間が10日以上設けられている建設工事等を対象とする。

3 質問書の提出

入札参加予定者は、入札閲覧設計書(設計書、図面、仕様書、現場説明書等)に関して質問がある場合は、書面により質問書(様式1)を提出することができるものとする。

この質問書は、入札日から逆算して4日(休日を含まない。)前までに、日野総合事務所県土整備局建設総務課、各地方県土整備局総務課、姫路鳥取線用地事務所、鳥取空港管理事務所管理係及び鳥取港湾事務所管理係(以下「総務課等」という。)へ提出するものとする。

なお、様式1は閲覧場所に準備しておくものとする。

4 質問書の回答

質問書の受領後は、設計担当課が質問回答書(様式2)を起案し、決裁後に、入札参加予定者全員に通知するものとする。

なお、類似する複数の質問書については、一括して回答できるものとする。

5 質問回答書の通知方法等

質問回答書は、受領後5日(休日を含まない。)以内又は入札日から逆算して2日(休日を含まない。)前のいずれか早い日までに、総務課等が郵送、ファクシミリ等で通知するものとする。

6 質問回答書の扱い

質問回答書は、契約図書の一部として扱われるものであり、入札後、その要旨をまとめる等のうえで現場説明書に添付するとともに、決裁設計書に添付し保管すること。

7 事業主管課との協議

質問書の回答について疑義が生じた場合は、本庁事業主管課に速やかに協議のこと。

附則

この要領は、平成11年10月12日から適用する。

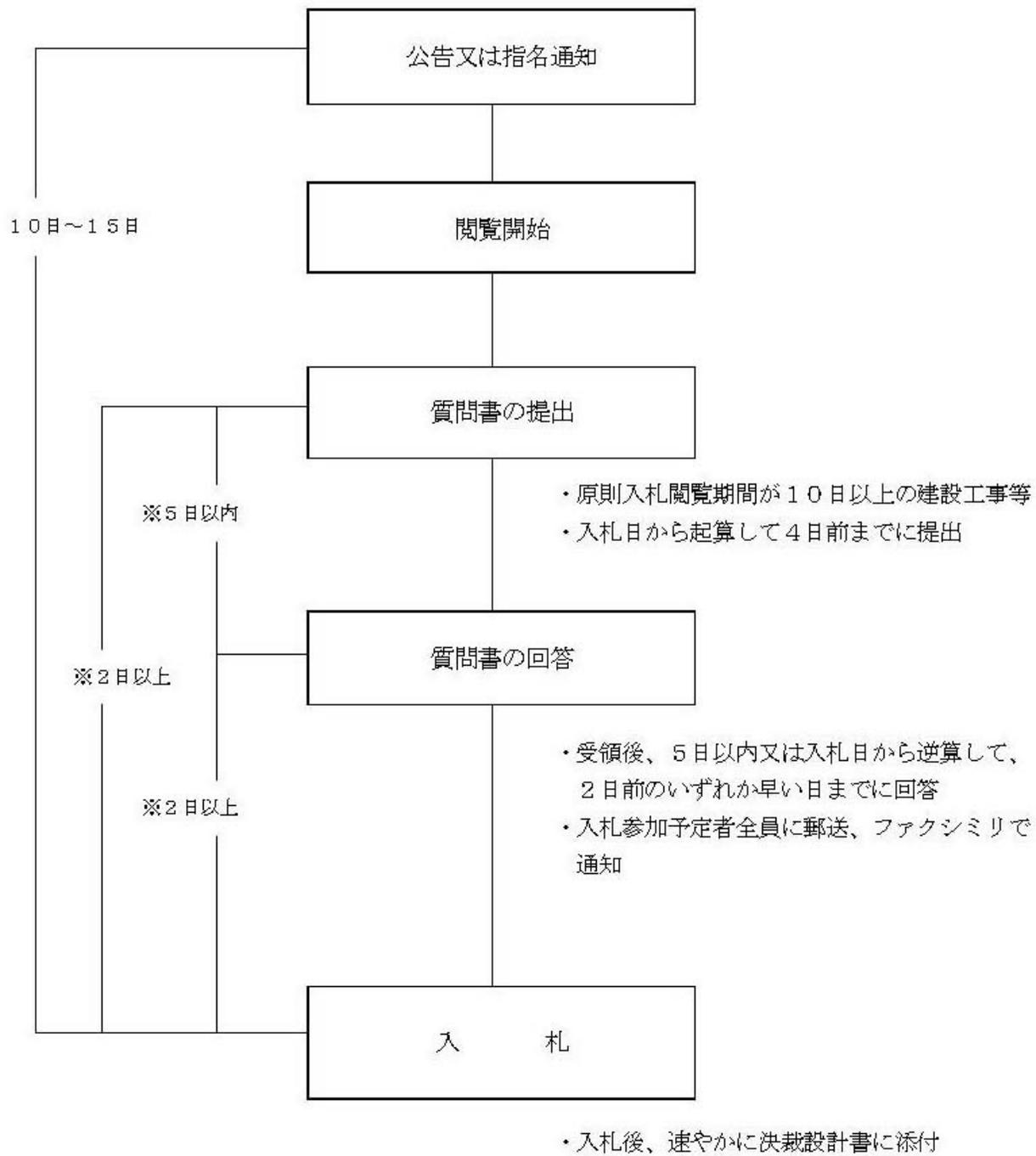
附則

この要領は、平成14年6月27日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成14年12月16日から適用する。

入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱フロー



注) ※は休日を含まない。

様式1

入札閲覧設計書に関する質問書	
工 事 名 業 務 名	
質問者名	会社名： 代表者名： 連絡先：電話 ファクシミリ 質問者
入札予定日	平成 年 月 日（ ）
提出年月日	平成 年 月 日（ ）入札予定日の4日前までに提出
質問事項	

- 注) 1 質問書は総務課等へ提出する。
 2 質問回答書は、入札予定者全員に、受領後5日以内又は入札日から逆算して2日前のいずれか早い日までに、郵送、ファクシミリ等で通知する。

確認欄

